

浜田市内新型インフルエンザ患者の発生に係る浜田市の対応について

平成 21 年 7 月 21 日

浜田市危機管理対策本部

担当：小川・村木

電話：0855-22-2612

浜田市内の小学生において 2 名の新型インフルエンザ患者が確定したことにより、浜田市危機管理対策本部は、次のとおり対応いたします。

1. 体制と連携について

第 3 回浜田市危機管理対策本部会議を開催（7/21 18：10）

2. 予防と感染拡大防止

1. 浜田市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブに対する対応

- （1）保護者に浜田市内の小学校で新型インフルエンザ患者が複数発生したことを周知する。
- （2）児童、生徒の健康状況を把握し、発熱等かぜ様症状を呈している場合は、登園、学校行事やプール等への参加はしないよう周知する。
- （3）児童、生徒や家族が発熱等かぜ様症状を呈して医療機関を受診し、インフルエンザと診断され、入院の必要がないと判断された場合は、最低 7 日間の自宅療養を徹底する（発熱が 6 日間以上継続した場合は解熱後 2 日間自宅療養が必要）。
- （4）予防対策の徹底についても周知するよう指示。

2. 上記以外の対応

- （1）市が行うイベントの自粛や公共施設の閉鎖は要請しない。
- （2）市の施設については、上記対策本部の対応を周知し、消毒液の残量確認及び適宜手指消毒液等を設置し、新型インフルエンザの感染拡大を予防する旨周知する。

3. 医療

- ①浜田市医師会等関係機関と連携を図る。
- ②相談窓口の設置を継続する。（平日 9：00～17：00）なお、夜間・休日等は、浜田保健所を紹介する。

4. 情報収集・提供

今回発生を受け、対策本部の対応を防災行政無線、防災防犯メール、市ホームページ、ケーブルテレビ等で周知する。